

岐阜県公報

第二千八百九十六号
平成二十九年十一月十日

(金曜日)

目次

告示

知事指定薬物の指定	(業務水道課) 六五九 ^ハ
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課) 六五九
指定医療機関の廃止の届出	(同) 六六〇
指定医療機関の名称の変更の届出	(同) 六六〇
指定訪問看護事業者等の事業の休止の届出	(同) 六六一
指定介護機関の所在地の変更の届出	(同) 六六一
指定介護機関の事業の休止の届出	(同) 六六二
道路の区域変更	(道路維持課) 六六三
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業・金融課) 六六三

公示

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年十一月十日

告示

岐阜県告示第五百号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 二・二・五 シメトキシ 四 (トリフルオロメチル) フェニルエタンアミン及びその塩類(通称ニC TFM)
- 2 メチル^ニ 四 フルオロフェニル) ニ (ペリジン ニイル) アセテート及びその塩類(通称四 Fluoromethylphenidate、四F MPH、四 F MPH)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

三 指定の効力を失う日

平成二十九年十一月十日

岐阜県告示第五百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十一月十日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ワイワイデンタルクリ イツク森	下呂市森二二三一	平成二九・八・一
医療法人仁志会 成瀬 歯科医院	瑞浪市寺河戸町一八五三	平成二九・八・一四
まるみはなの木薬局 淀川店	中津川市えびす町一六九六一	平成二九・八・二二
さかえ歯科クリニック	羽島郡岐南町伏屋四六三一	平成二九・九・一
貴船薬局 桜台店	恵那市長島町永田三三四二六	同
平成調剤薬局 羽島店	羽島市竹鼻町錦町七一	同
平成調剤薬局 笠松店	羽島郡笠松町北及一六七二一	同
ピノキオ薬局 新加納 店	各務原市那加新加納町字坂下一九 九〇	同
みづら内科・糖尿病ク リニック	美濃市松栄町五七五	平成二九・一〇・一
森本こどもクリニック	美濃加茂市加茂野町今泉二二七五	同
国民健康保険飛騨市こ どものこころクリニッ ク	飛騨市古川町若宮一一六〇	同
かもの薬局	美濃加茂市加茂野町今泉二二六七	同
スギ薬局 鷺沼三ツ池 店	各務原市鷺沼三ツ池町五一九八	同

岐阜県告示第五百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十一月十日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西町延寿堂薬局	美濃加茂市西町八二七	平成二九・五・六
医療法人仁志会 成瀬 歯科医院	瑞浪市寺河戸町一九二	平成二九・八・一三
まるみはなの木薬局	中津川市淀川三八 アピタ中津 川店一階	平成二九・八・二〇
さかえ歯科クリニック	羽島郡岐南町伏屋四一四五	平成二九・八・三一
貴船薬局 桜台店	恵那市長島町永田三三四二六	同
平成調剤薬局 羽島店	羽島市竹鼻町錦町七一	同
平成調剤薬局 はーと 笠松店	羽島郡笠松町北及一六七二一	同

岐阜県告示第五百二三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 なぎさ薬局 大垣市民病院前店	大垣市南瀬町四 八五 二	平成二九・九・一
旧 市民病院前薬局		

岐阜県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	休 月 日 止
株式会社誠心社	関市富之保四二七三 一	訪問看護ステーション	各務原市鶴沼三ツ池町二 二八二	平成二九・九・一

岐阜県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称
社 アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通 十丁目八番地の一	訪問介護	アサヒサンクリーン在宅介護センター中津川
社 アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通 十丁目八番地の一	訪問入浴	アサヒサンクリーン在宅介護センター中津川

居宅介護事業者等の所在地	変更年月日
新 岐阜県中津川市津川一二九六番地の一	平成二九・九・一
旧 岐阜県中津川市賀野一四九番地一	
新 岐阜県中津川市津川一二九六番地の一	
旧 岐阜県中津川市賀野一四九番地一	

平成二九・九・一

社 アサヒサンクリーン株式会社
静岡県静岡市葵区本通 十丁目八番地の一
訪問入浴
アサヒサンクリーン在宅介護センター中津川

新 岐阜県中津川市津川一二九六番地の一
旧 岐阜県中津川市賀野一四九番地一
同

同

社 アサヒサンクリーン株式会社

静岡県静岡市葵区本通
十丁目八番地の1

福祉用具
貸与

アサヒサンクリーン在宅介
護センター中津川

新 岐阜県中津川市中
津川一四九番地
旧 岐阜県中津川市手
賀野一四九番地一

同

社 アサヒサンクリーン株式会

静岡県静岡市葵区本通
十丁目八番地の1

居宅介護
支援

アサヒサンクリーン在宅介
護センター中津川

新 岐阜県中津川市中
津川一四九番地
旧 岐阜県中津川市手
賀野一四九番地一

同

社 アサヒサンクリーン株式会

静岡県静岡市葵区本通
十丁目八番地の1

介護予防
訪問介護

アサヒサンクリーン在宅介
護センター中津川

新 岐阜県中津川市中
津川一四九番地
旧 岐阜県中津川市手
賀野一四九番地一

同

社 アサヒサンクリーン株式会

静岡県静岡市葵区本通
十丁目八番地の1

介護予防
訪問入浴
介護

アサヒサンクリーン在宅介
護センター中津川

新 岐阜県中津川市中
津川一四九番地
旧 岐阜県中津川市手
賀野一四九番地一

同

岐阜県告示第五百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成二十九年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

休 止 年 月 日

株式会社 誠心社

岐阜県関市富之保四二
七三番地一

訪問看護

訪問看護ステーションハ
ネス

岐阜県各務原市鷺沼三
ツ池町二丁目二八二番
地二

平成二九・一〇・一

株式会社 誠心社 岐阜県関市富之保四二七三番地一 介護予防 訪問看護 ネット 訪問看護ステーションハビ 岐阜県各務原市鷺沼三ツ池町二丁目二八二番地二 同

岐阜県告示第五百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 多 上石津線 賀線		大垣市上石津町大字下山 字下田八三九番三地先から 同市同町大字同 字大野二八七一番地先まで 同市同町大字同 字大野二八七一番地先から 大垣市上石津町大字下山 字下川原一三六八番地先	前 A 後 A	四・五 二六・三	一、一四〇・五 一、一四〇・五	A B 及び関係図面を示すに於いて、敷地の区分をい
			後 B	九・五 二五・三	六七〇・九	

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年十一月十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十九年十月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称
コーナン商事株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称) コーナン岐阜店
岐阜市鶴田町三丁目一七 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成三十年七月一日
- 五 店舗面積
五、八五六平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
一四二台

七 荷さばき施設の面積
九〇平方メートル

平成二十九年十一月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社